

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

弁護人中垣清春、同高谷昌弘、同井戸田侃、同佐伯千仞四名連名の上告趣意第一点のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、憲法三一条違反をいう点を含め、その実質はすべて単なる法令違反の主張であり、同第二点のうち、憲法三八条一項、二項違反をいう点は、その実質において被告人A a及び同A bの各自白の任意性判断の基礎となるべき事実関係についての事実誤認の主張であり、最高裁昭和五五年（あ）第七九〇号同五八年七月一二日第三小法廷判決・刑集三七巻六号七九一頁を引用して判例違反をいう点は、右判例は事案を異にし本件に適切でなく、最高裁昭和四〇年（あ）第一九六八号同四一年七月一日第二小法廷判決・刑集二〇巻六号五三七頁及び同昭和四二年（あ）第一五四六号同四五年十一月二五日大法廷判決・刑集二四巻一二号一六七〇頁を引用して判例違反をいう点は、原判決の認定しない事実を前提とするものであり、最高裁昭和二八年（あ）第一五一六号同三二年五月三一日第二小法廷判決・刑集一一巻五号一五七九頁を引用して判例違反をいう点は、原判決は所論の点につきなんら法律判断を示していないから、その前提を欠き、その余は、憲法三一条、三三条違反をいう点を含め、その実質はすべて単なる法令違反の主張であり、同第三点は、判例違反をいうが、所論引用の各判例は事案を異にし本件に適切でなく、同第四点は、憲法三一条違反をいうが、その実質は事実誤認の主張であり、弁護人中垣清春、同高谷昌弘、同井戸田侃三名連名の上告趣意は、すべて事実誤認の主張であり、いずれも適法な上告理由に当たらない。

なお、不告不理の原則違反をいう所論にかんがみ、職権で判断すると、被告人三

名に対する起訴状記載のA c 殺害関係の公訴事實は、後記のとおりであり、起訴状には、これに対する罪名及び罰条として「殺人 刑法一九九条、六〇条」「なお被告人A bにつき、同法三八条二項、二二〇条一項」と記載されており、これに対し原判決が被告人A d及び同A aにつき認定判示した事實は、後記のとおりであり、原判決は適条として「被告人A dの所為は刑法一九九条（逮捕監禁の限度では更に同法六〇条）に、被告人A aの所為は同法六〇条、二二〇条一項にそれぞれ該当する」旨判示している。右起訴状の記載及び第一審における検察官の釈明等から、検察官としては、被告人A d及び同A aについては逮捕監禁行為の開始自体が殺人の実行の着手に当たり、逮捕監禁の事實は殺人の実行行為の一部を組成するものであるとしていることが明らかであり、原判決も被告人A dの関係につき右と同様の見解をとつているものと思われる。しかし、原判決認定事實においても、被告人A dは逮捕監禁に及ぶ以前に殺意を固めていたとはいえ逮捕監禁行為自体によりA cを殺害しようとしたものではなく、後に別個の殺害行為を予定してまず逮捕監禁に及んだとされているのであるから、逮捕監禁の事實を殺人の実行行為の一部とみるのは相当でなく、右認定事實を前提とすれば、被告人A dについては逮捕監禁罪と殺人罪が共に成立し、両罪は併合罪であると解するのが相当である。このように、原判決には、罪数判断の誤りがあるといわなければならないが、本件起訴状における逮捕監禁の事實は、単に被告人A bについての逮捕監禁罪の構成要件を示す趣旨で記載されているにとどまらず、被告人A d及び同A aについては、その殺人の実行行為の一部を組成するものとして記載されていると解されるのであつて、検察官は右被告人両名に対しても犯罪事實としてその処罰を求めているというべきであるから、原判決が前記のとおり被告人A dにつき殺人罪の実行行為の一部として右逮捕監禁の事實を認定判示し、被告人A aにつき逮捕監禁罪の成立を認めたことは、刑訴法三七八条三号にいう審判の請求を受けない事件について判決した場合には当た

らない。

しかしながら、さらに所論にかんがみ、職権で調査すると、原判決は刑訴法四一条三号によつて破棄を免れない。その理由は、以下に述べるとおりである。

一 被告人三名に対する公訴事實は、昭和五三年七月一日京都市 a a 区内のキヤバレー「A e」店内で暴力団三代目 A f 組組長 A g を拳銃で狙撃した犯人として指名手配されていた暴力団 A h 組系 A i 組内 A j 団幹部 A c (以下「A c」という。) を匿つたという犯人蔵匿の事實と、A c を逮捕監禁のうえ殺害したという事實とから成るが、争点となつている後者の公訴事實は、

「被告人 A d は、神戸市 a b 区 a c 町 a d 丁目 a e に本拠を置く暴力団 A k 会の幹事長(若頭)、同 A a は同会幹事長補佐(若頭補佐)、同 A b は同会若衆であるが、被告人三名は、かねて同会と友誼関係にある暴力団 A h 組系 A i 組内 A j 団二代目会長 A l から依頼を受け、A k 会組員ほか数名と共同して、さきに暴力団三代目 A f 組組長 A g をけん銃で狙撃して負傷させ、殺人未遂事件の犯人として警察から指名手配されていた右 A j 団幹部 A c (当時二六年)を昭和五三年七月一六日ころから兵庫県三木市 a f 町 a g a h 丁目 a i 番地の A k 会理事長 A m の A n 事務所ほか三か所等に宿泊させてかくまつていたものであるが、右 A c において被告人 A d らに無断で大阪市 a j 区 a k a l 丁目 a m の a n a o a p 号の自室に舞い戻るなどの身勝手な行動に出た上、被告人 A d らの説得にもかかわらず再度右 a j 区近辺に戻ろうとする同人の所為をもてあましたことや、かねて被告人 A d らにおいて右 A c に前記 A g に対する挑戦状の手紙を書かせてこれを同人あてに郵送させていたため、右 A c の口から被告人 A d らの属する A k 会の組織ぐるみで右 A c を隠匿した事実や右挑戦状を書かせた事実が発覚することを恐れるあまり、被告人 A d、同 A a の両名は、右 A c を殺害するに如かずと決意し、同 A b は、右殺害の目的を有しないまま、ここに被告人三名は、共謀の上、同年九月一日午後一時四〇分ころ、

前記A nのA n事務所階下六畳間で、被告人A bにおいて右A cの背後から羽交絞めにし、被告人A aにおいて右A cの両足首を日本手拭で緊縛するとともに両手首を同様の日本手拭で後手に緊縛し、被告人A d、同A bの両名において布粘着テープで右A cの顔面及び頭部を鼻部だけ空けるようにして一〇数回にわたりぐるぐる巻きにし、更に同テープで両手首、両足首、膝部それに胸腹部辺りをそれぞれ何重にも重ねてぐるぐる巻きにし、そのころ、同所玄関前路上に停めていた普通乗用自動車（神戸三三そ一八九七号）の後部トランク内に同人を押し込んだ上、同月二日午前〇時過ころ、同所先から被告人A dにおいて運転し、同A aにおいて助手席に同乗して同車を発進させ、同所から約五四・二キロメートル離れた神戸市a q区a r町a s a t番の一先の県道明石・神戸・宝塚線a u付近路上まで右乗用自動車後部トランク内に右A cを閉じ込めたまま搬送し、同日午前二時前ころ、同所付近路上において、被告人A d、同A aの両名において同車後部トランク内から右A cを路上に抱え降ろし、被告人A dにおいて右A cを同所路肩から西側a uへ向け約一五二メートル下方の同谷堰堤下付近まで滑り落としあるいは引きずり降ろし、同所において、身動きできない同人の胸背部を所携の登山ナイフ様のもので数回突き刺してとどめをさし、よつて、そのころ同所で同人を心臓刺創により失血死させて殺害したが、被告人A bにおいては右A cの身体の自由を奪つて同人を不法に逮捕監禁したものである。」

というのである。

被告人らをA c殺害と結びつける直接証拠としては、被告人A a及び同A bの捜査官に対する各自白があるだけであるが、一、二審判決ともこれらの自白を主たる根拠として右公訴事実（被告人A aについてはその一部）につき被告人らを有罪としたものであるところ、これらの自白の内容は、第一審判決が六〇頁九行目から七一頁四行目まで及び一一八頁一二行目から一二〇頁一二行目までに要約していると

おりである（以下、被告人A aの自白を「A a自白」と、被告人A bの自白を「A b自白」と、A a自白のうち、第一審判決が「a vを出発するまでの部分」としている部分を「A a自白前半」と、「a vを出発してからの部分」としている部分を「A a自白後半」という。）。

第一審判決は、A a自白前半及びA b自白の信用性を肯定して、A cをA n事務所（「a v」ともいう。）玄関前に停車していた普通乗用自動車の後部トランク内に押し込んだところまでは、被告人A aの殺意の点を除きほぼ公訴事実のとおり的事实を認定し、A a自白後半についてはその信用性を否定したものの、その余の証拠を総合して「殺害時刻及び場所の詳細や殺害の具体的態様は必ずしも明らかではないものの、A cは前示のように被告人A d及び同A aによりa vから搬出された後、程なく、その拘束の続く中で被告人A dにより死体発見場所又はその近辺において殺害されたものと認定するのが相当である。もつとも、右殺害に他の者が関わりあつており、かつ直接A cの殺害行為を行つたのはその者である可能性も否定できないと思われるが、そうであつたとしても、その者の殺害行為が被告人A dの意思と無関係に実行されたとの事態は想定し得ないところであり、被告人A dは、その者といわば一心同体となつてA cを殺害したものと評価し得るのであつて、この場合においても被告人A dの刑責に変わりはないというべきである。」との判断を下して、前記認定事実に引き続き「更に、被告人A dにおいて、A cを自動車の後部トランク内に積んだままA n事務所から連れ去り、同日ころ、神戸市a q区a r町a s a t番地のa d a u山中又はその近辺において、緊縛されたままの同人の胸背部をナイフ様の刃物で数回突き刺し、よつて、そのころその場所付近において、同人を右刺創により失血死させて殺害した。」旨の事実を認定判示し、被告人A dにつき殺人罪、被告人A a及び同A bにつき各逮捕監禁罪の成立を認め、それぞれ、犯人蔵匿罪と合わせて、被告人A dを懲役一〇年に、同A a及び同A bを各懲役三

年六月に処した。

これに対し、検察官及び被告人らの双方が控訴したところ（但し検察官は被告人A d及び同A aに関する部分についてのみ）、原判決は、検察官の控訴を一部容れ、かつ、一部職権判断により、第一審判決がA a自白後半の信用性を否定した点を誤りとし、被告人A d及び同A aの犯行態様について事実誤認があるとして、第一審判決中の右被告人兩名に関する部分を破棄し、ほぼ全面的にA a自白及びA b自白に沿って、被告人A aの殺意等の点を除きほぼ公訴事実どおりの事実を認定し、第一審判決と同様に、被告人A dにつき殺人罪、被告人A aにつき逮捕監禁罪の成立を認め、それぞれ、犯人蔵匿罪と合わせて懲役一〇年及び同三年六月に処した。なお、原判決は被告人A bについては控訴を棄却した。

原判決が被告人A d及び同A aにつき認定判示した事実と、原判決が是認した被告人A bに関する第一審判決の認定判示した事実を、犯人蔵匿の関係をも含めてまとめると、次のとおりである。

「第一（犯人蔵匿関係）昭和五三年七月一日京都市a a区所在のキヤバレー「A e」店内において、暴力団三代目A f組組長A gが拳銃で狙撃され負傷する事件が発生し、間もなく、警察当局によりその犯人は暴力団A h組系A i組内A j団幹部A cであると断定され、同人は殺人未遂事件の犯人として指名手配され、その所在捜査が開始された。ところで、反A f組系暴力団A k会の理事長であるA mは、同月一五日までに、右A j団二代目会長A lから、右狙撃事件の犯人がA cであることを打ち明けられるとともに同人の蔵匿方を依頼されてこれを引受け、同日、神戸市a b区内所在のA k会本部事務所三階において、同会幹事長である被告人A dを同席させたうえ、同会幹事長補佐A oに対し、当時名古屋市内のA pホテルに潜伏していたA cを同会幹事長補佐である被告人A aとともに迎えに行くよう指示し、これを受けてA qは、そのころA nから右同様の指示を受けた被告人A aとと

もに名古屋市に赴いた。そして、A q及び被告人A aは、同市内から兵庫県三木市 a f 町 a g a h 丁目 a i 所在のA nのA n事務所までA cを連れて行つたうえ、同月一六日早朝、同所において、予めA qからの連絡により同所で待機していた同会組員である被告人A bに対してA cの蔵匿方を指示し、右指示に基づいて被告人A b及びA n事務所の管理人であるA rにおいて、A cを同所に住まわせて匿うこととなり、以後、同年九月一日までの間、A k会関係者らにおいてA cを蔵匿したのであるが、その際、

(一) 被告人三名は、前記A n、A q、A r及びA sらと共謀のうえ、同年七月一六日から同月一九日ころまでの間、前記A n事務所にA cを宿泊させ、

(二) 被告人三名は、前記A n、A q、A t、A uらと共謀のうえ、同月一九日ころから同月二四日ころまでの間、神戸市 a b 区所在A vのA q方にA cを宿泊させ、

(三) 被告人三名は、前記A n、A q、A t及びA wらと共謀のうえ、同月二四日ころから同年八月八日ころまでの間、三木市 a w 町所在のA w方にA cを宿泊させ、

(四) 被告人A dは、前記A n、A q、A t及びA xらと共謀のうえ、同月八日ころから同月二二日ころまでの間(同月一〇日ころから同月一五日ころまでを除く)、兵庫県加古郡 a x 町所在 a y 荘のA y方にA cを宿泊させ、

(五) 被告人A d、同A bは、前記A n、A t、A rらと共謀のうえ、同月二二日ころから同年九月一日までの間、前記A n事務所にA cを宿泊させ、

もつて、殺人未遂犯人であるA cを蔵匿した。第二 (殺人、逮捕監禁関係)被告人三名は、前記のとおり、A c(当時二六年)を匿つていたところ、同人が被告人らに無断で大阪市 a j 区内の a o の自室に舞い戻るなどの身勝手な行動に出たうえ、被告人A dらの強い指示により前記 a y 荘に帰つた後も再度右 a j 区近辺に戻

りたがるなどのことがあつて、これを持って余したことや、A cの蔵匿の間に被告人A dが前記A lを介しA cを唆してA gに対する挑戦状を書かせ、これを同人に郵送させていたため、A cの口からA k会関係者らがA cを匿つていた事実や挑戦状を書かせた事実がA f組関係者や警察当局に発覚することを恐れるあまり、被告人A dにおいて、当時A cが匿われていた前記A n事務所から、同人を縛り上げて連れ出したうえ殺害しようと企て、同年九月一日午後一時過ぎころ、被告人A aとともにA n事務所に赴き、同所一階応接間において、被告人A a及び予め被告人A dから指示を受けて同所に待機していた被告人A bに対し、A cを押え付けたうえ同人を縛り上げるよう命じ、被告人A a及び同A bはこれを承諾した。ここにおいて、被告人A dは、A cを殺害する目的を持ち、同A a及び同A bは、右殺害の目的を有しないまま、A cの身体を緊縛することを共謀のうえ、同日午後一時四〇分ころ、A n事務所一階六畳間で、被告人A bにおいて、A cを同所二階から呼び降ろしたうえ、その背後から両腕を締め付け、被告人田中において、A cの両足首及び後手にした両手首をそれぞれ日本手拭で緊縛し、被告人A d、同A bの両名において、布粘着テープでA cの顔面、頭部、両手首、両足首及び膝のあたり等に幾重にも巻き付けたうえ、翌二日午前零時過ぎころ、同所玄関前路上に停めていた普通乗用自動車の後部トランク内に同人を押し込んだうえ（被告人A bはここまでの逮捕監禁の限度で刑責を負う。）、被告人A d及び同A aは、前同様の目的で、共謀のうえ、被告人A dにおいて運転し、同A aにおいて助手席に同乗して同車を発進させ、西神戸有料道路、神戸市a b区内のa z交差点、b a交差点、a r街道、b b有料道路を経て、同日午前二時前ころ、A n事務所から約五四・二キロメートル離れた神戸市a q区a r町a s a t番の一先の県道明石・神戸・宝塚線a u付近路上まで、A cを乗用自動車後部トランク内に閉じ込めたまま搬送し、もつて、A cの身体を自由を奪つて同人を不法に監禁し、更に、被告人A dは、同時刻ころ、

トランクから路上に抱え降ろしたA cを同所路肩から西側a uに向け、約一五二メートル下方の同谷堰堤下付近まで、滑り落としあるいは引きずり降ろすなどして運んだうえ、同所において、身動きできない同人の胸背部を所携の登山ナイフ様の刃物で数回突き刺し、よつて、そのころ同所において同人を心臓刺創により失血死させて殺害した。」

二 A a自白及びA b自白の信用性に関しては、多岐にわたる論点があるが、まず第一に、第一審判決と原判決が判断を異にしているA a自白後半の信用性について検討する。

第一審判決は、疑問点として、「1」 A a自白によると、被告人A dは、車のトランクから降ろしたA cを道路脇の藪の中に投げ込んだ後、自らも藪の中に飛び込んで行き、約二〇分後に息を切らせながら戻つて来たというのであるが、関係証拠によると、死体発見現場は県道上の被告人A aの指示する地点から約一五〇メートルの距離にあり、その間は、終始三〇ないし四五度の急な傾斜面であるうえ、足場も脆く、途中には傾斜六〇度ないし九〇度、高さ一・一メートルないし二・四メートルの石積みも三か所あり、所によつては、樹木、熊笹、雑草が繁茂している状況にあり、裁判所の検証の際の模擬人体を用いての実験によると、日中においても右往復には一九分二七秒を要しており、夜間においては現場が暗く同じ実験を行うのは危険であるとされているのであつて、A a自白にあるように、被告人A dが夜間照明器具を用いることなしに危険防止と道に迷わないことに配慮しつつ約二〇分間で同所を往復することは極めて困難であるといわざるをえないこと、「2」 A a自白によると、被告人A dは右のように藪の中から県道上に戻つて来て車の運転席に座り、約二、三分ないし数分の間、息をはずませ、ぐつたりしていたが、その後エンジンをかけて車を発進させたというのであるが、裁判所の実験の際の実験者の極度の疲労状況のほか、運転のできる被告人A aがそばにおり同人に運転を代わ

つて貰うのに何らの支障もなかつたと考えられることなどからみて、右A a自白は相当疑わしいといわざるをえないこと、「3」 A a自白によると、被告人A dは一人でA cを死体発見現場まで運搬したことになり、A a自白からは同人が運搬のための道具を用いたことは窺われないから、同所付近の地形等を考慮すると、被告人A dによるA cの運搬方法としては、裁判所の実験において行われたような身体を斜面に沿って滑らせたり、引きずったりするなどの態様しか想定しえないが、右実験結果によると模擬人体に着用させた着衣には多数の損傷が生じているのに、A cの死体の着衣には刃物によると思料されるもののほかには目立つた損傷はなく、A a自白には客観的状況に符合しない不合理な部分があるといわざるをえないこと、「4」 A a自白は、被告人A dが右のようにして車を発進させ、ユーターンしてから神戸市の市街地に向かったとしているが、そのユーターンの場所について何ら理由を付することなく供述を変更しており、不自然と思われること、「5」 A a自白によると、被告人A aは被告人A dから行き先を告げられないで単に夜間同乗していたにすぎないのに、検察官調書中において、車をとめた場所について、本件犯行当時の記憶に基づくものとして詳細な供述を行つているのは、それ自体不自然であること、以上の五点を指摘したうえ、「6」 捜査報告書によると、昭和五三年十一月一〇日実施の同行見分の際、被告人A aが死体発見現場の上方の、A cを車から降ろしたと自白した地点と客観的に認められる場所を的確に指示したとされていること、「7」 A a自白において被告人A dがA cを運び降ろしたとする地点から、死体発見現場まで降りることは、現実に可能であり、捜査官証言によれば、この経路はA a自白によつて初めて判明したとされていること、「8」 右経路の途中からA cの死体に巻かれていたものと同質のガムテープ片及びボタン一個が発見され、鑑定の結果、右ガムテープ片にはA cの着用していたパジャマの繊維及びA n事務所一階六畳間のじゆうたん繊維とそれぞれ同色同質の繊維片、並びにA c

の頭髪と酷似する毛髪が付着しており、右ボタンもA cの着用していたパジャマ上衣のそれと同質であるとされていること、「9」 A cを搬送する途中通過したb b有料道路の料金所が当時無人であつた旨のA a自白が捜査照会の結果と符合していること、「10」 逮捕監禁、殺人幫助容疑についての勾留質問時においても、被告人A aは被疑事実を認めていることを列挙し、以上の証拠状況は、一見A a自白を裏付け、その信用性を高めるもののようにみえるが、仔細に検討すると右に現れた各捜査資料や捜査官証言は必ずしも信用できず、また、そうでないものも事実自体真犯人でなければ知りえないものではないなど、いずれもA a自白の裏付けとなるものとは認められないとして、結局A a自白後半の信用性を否定した。

これに対し原判決は、「1」については、A a自白にいう「約二〇分」という時間はある程度の誤差を伴うものとして理解すべきであり、往復経路の嶮峻さや、本件犯行時と裁判所実験時との条件の差異を考慮しても、本件犯人はその実験値に二、三分、多くても数分プラスした時間内に往復できたものと考えられること、「2」については、A a自白にいう被告人A dの疲労状況と裁判所の実験結果とは、実によく合致しているように思われ、また、A a自白によると、被告人A dが戻つて来たとき、被告人A aは助手席に座つていたのであり、同人は行き先について全く知らされていなかったし、自分の方から運転の交替を申し出なかつたのは、A cを殺害したらしい被告人A dに対して反感を覚えていたためであるというのであるから、被告人A dが運転したことにも何ら不自然というべきかどはないこと、「3」については、裁判所の実験に用いた模擬人体の着衣に生じた損傷と、A cの死体の着衣に存した損傷との間にかなり顕著な相違はあるが、模擬人体の場合は、パジャマの上衣とズボンとがガムテープによつてしつかりと繋がれ、上衣がめくれ上がつたりズボンがずれたりしていないのに対し、死体発見時のA cのパジャマは、上衣はボタンがはずれたりちぎれたりして、両肩部がずり落ち、裾がめくれ上がるなどし、

ズボンが膝から足元付近にずり落ちており、A cの着衣には損傷が生じにくかつたということも十分考えられるうえ、A cの死体に巻かれていたガムテープには、山肌で擦過したために生じたと思われる損傷が明瞭に存するのであるから、被告人A dがA cを引きずり降ろすなどしたことが十分推認されること、「4」「5」については、被告人A aについて同行見分が行われていることを考慮すると、そのような供述変更や詳細な供述が不自然とは思われず、A a自白の信用性を考えるうえでさほど重大視すべき点ではなく、第一審判決の判断は形式論に過ぎると思われることを理由に、第一審判決が疑問点とした五点はいずれも首肯しがたいとし、第一審判決が指摘する「6」ないし「10」の点については、各捜査資料や捜査官証言は十分信用しうるものであり、これらの証拠状況は、いずれも程度の差はあれA a自白の信用性を裏付けるに足るものと認められるとして、A a自白後半についてもその信用性を全面的に肯定している。

記録に照らして検討すると、「1」の点については、A a自白にいう「約二〇分」という時間を問題にするまでもなく、被告人A dがたった一人で、A a自白から想定される約一五〇メートルもの峻険な深夜暗闇の山中を、照明器具や運搬道具も用いず、しかも背広に革靴という普通の服装で、体重約七〇キログラムのA cを運搬することは、不可能とまではいえないとしても著しく困難な作業であることは明らかというべきであり、また、両手、両足を手拭及びガムテープで緊縛した状態の人体は（手は後手）そのままではかなり運びにくいことも想像にかたくないところであるが、死体のガムテープ等に手で握つたと思われる部分は見当たらない。A a自白によると、被告人A dはa s中の県道上で迷うことなく藪の中に飛び込んだ地点のすぐ近くに停車したことになつているところ、このA a自白が真実であるとする、被告人A dは予め入念な下見等をしていたことになるが（検察官も第一審論告でそのように主張している。）、そうだとすると、照明器具、運搬道具及び服装等

の準備をしていないというのはおかしいし、そもそも被告人A dほどの幹部が事前の計画に基づきこのような危険で骨の折れる作業を一人で行うということ自体が極めて不自然と思われるのである。のみならず、A a自白においては、被告人A dが被告人A aにA cの運搬等の実行を命ずることなく、被告人A dが危険な作業をしている間被告人A aはただ車内で待つただけであるとなつているが、そのような役割分担自体が不自然というほかないであろう。「2」は、右の全体の役割分担の問題からみれば、かなり細かい点であるが、A a自白によると、そもそも被告人A aは気が進まないながらも被告人A dの命令によつてA cに対する逮捕監禁行為へ加担したのであり、A dに対する反感があつたといつても、その地位の上下関係からその命令には従わざるをえなかつたはずであり、A a自白において、疲労しているはずの被告人A dが被告人A aに運転を命じなかつたとされていることは、やはりやや不自然というべきであろう。「3」の点については、原判決の指摘するような実験との条件の違いや、その引用する原審で取り調べた証拠を検討しても、被告人A dがA a自白等から想定されるような運搬方法をとつたにすれば、A cの死体の着衣及びガムテープの損傷や死体自体の損傷は、軽微に過ぎるように思われる。このようにみてくると、「4」ないし「10」の点について判断するまでもなく、A a自白後半のうち、少なくとも、被告人A dが深夜たつた一人でA cをa s中の停車地点から死体発見現場まで運んで殺害したことを推定させる部分については、これをそのまま信用することは困難である（右に述べたところからは、仮にA c（ないしその死体）がA a自白から想定される経路を運搬されたとしても、それは、おそらく複数の者により何らかの道具等を用いるなどして行われたものとみるのが自然であると思われる。）。

三 第二に、弁護人らが第一審以来強調しているにもかかわらず、一、二審判決とも特に論点として取り上げて判断を示していないA cの下前歯四本の欠如の点に

ついて検討する。

記録によると、発見当時のA cの死体の状況は、ほぼ第一審判決二三頁ないし三一頁に説明されているとおりであり、死体の頭部及び顔面には幅五センチメートルのガムテープが幾重にも巻かれており、頭頂部及び鼻腔部の周辺が露出しているにすぎず、口の上にも幾重にも巻き付けられていたが、下顎歯の切歯四本が欠如していた。この下前歯四本の欠如については、死体解剖をした医師A zは、死後に腐敗によつて脱落した可能性が高いが、生前の脱落ではないとも断定はできないと述べるにとどまっている。捜査官証言中には、下前歯四本は野犬が食いちぎつたのではないとか、被告人A dが山中を運搬中岩などに当たつた衝撃で脱落したのを、A cがガムテープの隙間から吐き出したのではないかなどという説明があるが、前者については、野犬が口の上に巻かれているガムテープをそのままにして下前歯四本だけを食いちぎることができるわけがないといわなければならないし、後者については、上前歯及び歯茎に何らの損傷もないことと整合しないし、ガムテープは口から物を吐き出せるような隙間がないようにしつかり巻かれているのであつて、いずれの説明も無理というほかなく、下前歯四本の欠落は、とにかくその口にガムテープが巻き付けられる前に起こつたものではないかとの疑いは否定できないというべきである（前記B a医師の説明もこの疑いを否定するものではない。）。しかるに、A a自白及びA b自白によると、A cは殆ど抵抗をしないまま被告人らにより逮捕監禁されたとされており、ガムテープが口に巻き付けられる前に下前歯四本が欠落するような事態はなかつたことになつていたのであるから、A a自白及びA b自白は、下前歯四本の欠如の点と矛盾することになり、これら自白は、A cがガムテープ等を巻き付けられるなどされるに至つた具体的態様について、少なくとも一部虚偽をまじえている疑いが否定できないというべきである。一、二審判決が共に、この論点について明示的判断を何ら示すことなく、A cが無抵抗であつたとしても不

自然ではない旨の判断を示し、A n事務所における逮捕監禁の事実に関し、全面的にA a自白前半及びA b自白に従つてこれを認定していることには、疑問を差し挟まざるをえない。

四 以上みてきた二点のみからも、A a自白及びA b自白のとおり、A c殺害についての具体的事実関係を認定することはできないというべきであり、A a自白及びA b自白の信用性をめぐるその余の論点についても、右二点の疑問点を前提とした慎重な検討が必要であつたといわなければならない。なお、このように、A a自白及びA b自白には、その重要部分において信用しがたい点があるのであるが、全面的に信用性がないというべきか、信用できる部分も残るといふべきかについては、さらに、これら自白以外の証拠関係の慎重な検討が必要であるように思われる。すなわち、パジャマ姿で緊縛されていた死体の状況自体が、A cが気を許していたところを不意をつかれたのではないかと思わせるものであるうえ、A c殺害と被告人らA k会関係者を結び付ける物的証拠としてA cの死体とともに発見された日本手拭や、前記二の「8」のガムテープ片に付着した繊維片についての鑑定結果等があるが、A c殺害に関係した犯人らの特定に関しては、これらのほかに、大筋においては争いのない犯人蔵匿をめぐる事実関係（特に被告人らA k会関係者の周到な蔵匿の態様やその間におけるA t会等を含むA h組系関係者の深い関与等）、A cによるA g組長狙撃事件を含むA f組とA h組の一連の暴力団抗争の推移などの背景事情の分析も重要であろう（なお、原判決は、被告人A d特有の犯行動機をうかがわせる事情として、同被告人がA cを唆してA gに対する挑戦状を書かせた旨認定しているが、背景事情にかんがみると、右認定には疑問があるように思われる。）。このような物的証拠や状況証拠の面から、A cがこれら暴力団関係者の中の何者かによつて殺害されたことはまちがいないところと考えられるが、さらに、その犯行が、被告人らA k会関係者によるものか、A cを預けた側のA t会等を含むA h組

系関係者によるものか、両者の共同によるものかなどといった点に関する検討を行うことが、A a 自白及びA b 自白の信用性を判断するうえで不可欠であると思われる。

五 原判決は、前記二、三で指摘したとおりの証拠の正当な評価に基づかない明らかに不合理な判断を示し、ほぼ全面的にA a 自白及びA b 自白に依拠して、被告人A dにつき殺人罪、被告人A a 及び同A bにつき逮捕監禁罪の成立を認めているのであり、原判決には、重大な事実誤認をした疑いが顕著であつて、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

よつて、刑訴法四一一条三号により原判決を破棄し、同法四一三条本文に従い、さらに右四で述べたような点の審理を尽くさせるため、本件を原審である大阪高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官田中豊 公判出席

昭和六三年一月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	牧	圭	次
裁判官	島	谷	六郎
裁判官	香	川	保一
裁判官	奥	野	久之